

公益財団法人塩事業センター 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人塩事業センターと称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都品川区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、塩の製造、輸入及び流通に関する情報収集及び調査研究等を行うことにより塩産業の健全な発展に寄与するとともに、生活用に使用される塩（以下「生活用塩」という。）の供給等を行うことにより国民生活に不可欠である良質な塩の安定的な供給の確保を図り、もって国民生活の充実に資することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 塩の製造、輸入及び流通に関する情報又は資料の収集及び提供
- (2) 塩の製造、輸入及び流通に関する調査研究
- (3) 塩の品質に関する検査
- (4) 生活用塩の供給
- (5) 塩の備蓄
- (6) 緊急時における財務大臣の命令に基づく塩の供給
- (7) 塩産業の効率化促進のための助言、指導その他の援助
- (8) 前各号に掲げる業務に附帯する事業
- (9) 塩及び塩に関連する物品等の販売並びに助言・提案
- (10) その他前条の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業については、本邦及び海外において行うものとする。

(生活用塩供給等業務規程)

第5条 前条第1項第4号から第7号までの事業及びこれらに附帯する事業（以下「生活用塩供給等事業」という。）の実施については、生活用塩供給等業務規程によるものとする。

2 生活用塩供給等業務規程の制定及び変更は、理事会の決議を経て、財務大臣の認可を受けなければならない。

(事業年度)

第6条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第3章 財産及び会計

(財産の種別)

第7条 この法人の財産は、基本財産、生活用塩供給等事業に係る財産及び運用財産の3種類とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) この法人が公益財団法人への移行の登記をした日の前日の財産目録に基本財産として記載された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
- (3) 理事会において、基本財産に繰り入れることを決議した財産

3 生活用塩供給等事業に係る財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 塩事業法附則第6条第3項の規定により政府から抛出されたものとされた財産
- (2) 生活用塩供給等事業の実施等に伴う収入

4 運用財産は、基本財産及び生活用塩供給等事業に係る財産以外の財産とする。

(基本財産の維持及び処分)

第8条 基本財産についてこの法人は、適正な維持及び管理に努めるものとする。

2 やむを得ない理由により基本財産の一部を処分又は担保に提供する場合には、理事会の議決に加わることができる理事の3分の2以上の決議を経て、評議員会の議決に加わることができる評議員の3分の2以上の決議により承認を得なければならない。

(財産の管理・運用)

第9条 この法人の財産の管理・運用は、理事長が行うものとし、その方法は理事会の決議により別に定める「経理規程」による。

(事業計画及び収支予算)

第10条 この法人の事業計画書、収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て、直近の評議員会に報告するものとする。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、行政庁に提出するとともに、当該事業年度の末日までの間、当該書類を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

3 塩事業法第26条第1項に規定する事業計画及び収支予算については、理事会の決議を経て、直近の評議員会に報告した後に、毎事業年度開始の日の前日までに、財務大臣の認可を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

(事業報告及び決算)

第11条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第3号から第6号までの書類について会計監査人の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に報告するものとする。ただし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第64条において準用する同規則第48条に定める要件に該当しない場合には、第1号の書類を除き、定時評議員会への報告に代えて、定時評議員会の承認を受けなければならない。

3 第1項の書類については、毎事業年度の終了後3か月以内に行政庁に提出しなければならない。

4 この法人は、第2項の定時評議員会の終結後遅滞なく、法令の定めるところにより、貸借対照表を公告しなければならない。

5 この法人は、第1項の書類のほか、次の書類を5年間その主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 会計監査報告
- (3) 理事、監事及び評議員の名簿
- (4) 理事、監事及び評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (5) 運営組織及び事業活動の状況の概要並びにこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

6 塩事業法第26条第2項に規定する事業報告等に係る書類については、監事の監査及び理事会の承認を受け、定時評議員会に報告した後に、毎事業年度の終了後3か月以内に財務大臣に提出しなければならない。

(会計原則等)

第12条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

2 この法人の会計処理に関し必要な事項は、「経理規程」による。

(公益目的取得財産残額の算定)

第13条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、第11条第5項第5号の書類に記載するものとする。

(塩事業法に係る経理の区分)

第14条 この法人は、塩事業法第25条第1項の規定により、生活用塩供給等事業に関する経理を、その他の経理と区分しなければならない。

第4章 評議員及び評議員会

第1節 評議員

(定数)

第15条 この法人に、評議員8名以上18名以内を置く。

(選任等)

第16条 評議員は、評議員会の決議によって選任する。

2 評議員の選任にあたっては、第31条第4項及び第5項の規定を準用する。

3 評議員は、この法人の理事、監事又は使用人を兼ねることができない。

4 評議員に異動があったときは、2週間以内に登記し、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

(職務・権限)

第17条 評議員は、評議員会を構成し、第22条に規定する事項の決議に参画するほか、法令に定めるその他の権限を行使する。

(任期)

第18条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 第15条に定める評議員の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した評議員は、新たに選任された評議員が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(解任)

第19条 評議員が次のいずれかに該当するときは、評議員会の議決に加わることができる評議員の3分の2以上の決議に基づいて解任することができる。この場合、評議員会において議決を行う前に、当該評議員に意見を陳述する機会を与えなければならない。

(1) 職務上の義務に反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(報酬等)

第20条 評議員に対して、各年度の総額が300万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

- 2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、評議員会で定める。

第2節 評議員会

(構成)

第21条 この法人に、評議員会を置く。

- 2 評議員会は、すべての評議員で組織する。

(権限)

第22条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 評議員の選任及び解任
- (2) 理事、監事及び会計監査人の選任及び解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 基本財産の処分等の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 公益目的取得財産残額の贈与及び残余財産の処分の承認
- (7) 吸収合併契約の承認
- (8) 事業の全部譲渡
- (9) 理事会において評議員会に付議することとした事項
- (10) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(種類及び開催)

第23条 評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会の2種類とする。

- 2 定時評議員会は、毎事業年度終了後3か月以内に開催する。
- 3 臨時評議員会は、必要がある場合には、随時開催することができる。

(招集)

第24条 評議員会は、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。

- 2 前項の規定にかかわらず、評議員は、理事に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
- 3 前項による請求があったときは、理事長は遅滞なく評議員会を招集しなければならない。
- 4 第2項の請求をした評議員は、次の場合には、裁判所の許可を得て、評議員会を招集することができる。
 - (1) 請求後遅滞なく招集の手続が行われない場合
 - (2) 請求があった日から6週間以内の日を評議員会の日とする招集の通知が発せられな

い場合

- 5 評議員会を招集するときは、開催日の1週間前までに、各評議員に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって通知を発しなければならない。なお、電磁的方法をもって通知を発する場合は、あらかじめ各評議員から書面又は電磁的方法による承諾を得て行うものとする。
- 6 前項の規定にかかわらず、評議員会は、評議員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(議長)

第25条 評議員会の議長は、その評議員会において、出席した評議員の中から選出するものとする。

(決議)

第26条 評議員会の決議は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「法人法」という。)第189条第2項に規定する事項及びこの定款に別段の定めがあるものを除き、議決に加わることができる評議員の過半数が出席し、出席した評議員の過半数をもって行う。

(決議の省略)

第27条 理事が評議員会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第28条 理事が評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を評議員会に報告することを要しないことにつき評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第29条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

- 2 評議員会議長は、前項の議事録に署名し、又は記名押印するものとする。

第5章 役員等及び理事会

第1節 役員等

(種類及び定数)

第30条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 5名以上14名以内
 - (2) 監事 1名以上3名以内
- 2 この法人に、会計監査人を置く。
 - 3 理事のうち1名を理事長、1名を副理事長とし、1名を常務理事とすることができる。
 - 4 理事長及び副理事長をもって法人法の代表理事とする。
 - 5 常務理事を法人法第197条において準用する同法第91条第1項第2号の業務執行理事とし、理事のうち2名以内を業務執行理事とすることができる。

(選任等)

- 第31条 理事、監事及び会計監査人は、評議員会の決議によって選任する。
- 2 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議により理事の中から選定する。
 - 3 監事及び会計監査人は、この法人の理事又は使用人を兼ねることができない。
 - 4 各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族（これらの者に準ずるものとして当該理事と法令で定める特別の関係にある者を含む。）である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。
 - 5 他の同一の団体（公益法人を除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして法令で定める者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。
 - 6 理事、監事又は会計監査人に異動があったときは、2週間以内に登記し、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

(理事の職務・権限)

- 第32条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、この法人の業務の執行の決定等に参画する。
- 2 理事長は、この法人を代表し、その業務を執行する。
 - 3 副理事長は、理事長を補佐し、この法人の業務を執行する。また、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、評議員会及び理事会の招集並びに理事会議長の職務を代行する。
 - 4 常務理事は、この法人の常務を審議、処理する。
 - 5 業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
 - 6 理事長、副理事長、常務理事及び業務執行理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事及び会計監査人の職務・権限)

- 第33条 監事は、次に掲げる職務を行う。
- (1) 理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること。
 - (2) この法人の業務及び財産の状況の調査をすること並びに各事業年度に係る第11条第1項及び第6項の書類を監査すること。
 - (3) 評議員会及び理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べること。

- (4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を評議員会及び理事会に報告すること。
- (5) 前号の報告をするため必要があるときは、理事長に理事会の招集を請求すること。ただし、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会とする理事会の招集の通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。
- (6) 理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査すること。この場合において、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告すること。
- (7) 理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求すること。
- (8) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

2 会計監査人は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 第11条第1項第3号から第6号までの書類を監査し、法令で定めるところにより、会計監査報告を作成すること。
- (2) 理事の職務の執行に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、遅滞なく、これを監事に報告すること。
- (3) その他会計監査人に認められた法令上の権限を行使すること。

(任期)

第34条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 3 任期の満了前に退任した役員の前補欠として選任された役員の前任期は、退任した役員の前任期の満了する時までとする。
- 4 第30条第1項に定める役員の前員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した役員は、新たに選任された役員が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。
- 5 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 6 会計監査人は、前項の定時評議員会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時評議員会において再任されたものとみなす。

(解任)

第35条 理事又は監事が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって、その理事又は監事を解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、議決に加わるこ

とができる評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 職務上の義務に反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

2 会計監査人が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって、その会計監査人を解任することができる。

(1) 職務上の義務に反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき。

(3) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

3 監事は、会計監査人が前項のいずれかに該当するときは、監事全員の同意によりその会計監査人を解任することができる。この場合、監事は、解任した旨及び解任の理由を解任後最初に招集される評議員会に報告しなければならない。

(報酬等)

第36条 役員には、その職務執行の対価として報酬等を支給することができる。

2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

3 前2項に関し必要な事項は、評議員会で定める。

4 会計監査人に対する報酬等は、監事の過半数の同意を得て、理事会において定める。

(顧問)

第37条 この法人に、若干名の顧問を置くことができる。

2 顧問は、この法人の活動の基本的な事項について理事長から諮問を受け、理事長に助言する。

3 顧問は、理事会の決議により、理事長が委嘱する。

4 顧問の取扱いについて必要な事項は、理事会において別に定める。

第2節 理事会

(構成)

第38条 この法人に、理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事で組織する。

(権限)

第39条 理事会は、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

(種類及び開催)

第40条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種類とする。

- 2 通常理事会は、毎事業年度2回開催する。
- 3 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
 - (1) 理事長が必要と認めたとき。
 - (2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を示して理事長に招集の請求があったとき。
 - (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
 - (4) 第33条第1項第5号の規定により、監事から理事長に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(招集)

第41条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 前項の規定にかかわらず、前条第3項第3号により理事が招集する場合は当該理事が、前条第3項第4号後段により監事が招集する場合は当該監事が、理事会を招集する。
- 3 理事長は、前条第3項第2号又は第4号前段に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。
- 4 理事会を招集するときは、開催日の1週間前までに、各理事及び各監事に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって通知を発しなければならない。なお、電磁的方法をもって通知を発する場合は、あらかじめ各理事及び各監事から書面又は電磁的方法による承諾を得て行うものとする。
- 5 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(議長)

第42条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(決議)

第43条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるものを除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第44条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第45条 理事、監事又は会計監査人が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき

事項を通知したときは、当該事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第32条第6項の規定による報告については、適用しない。

(議事録)

第46条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、出席した理事長及び副理事長並びに監事は、これに署名し、又は記名押印しなければならない。

第6章 賛助会員

(賛助会員)

第47条 この法人の目的の趣旨に賛同し、後援する個人又は団体を賛助会員とすることができる。

2 賛助会員に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める「賛助会員規程」による。

第7章 事務局

(設置等)

第48条 この法人の事務を処理するため、事務局を設ける。

2 事務局には、所要の職員を置き、理事長がこれを任免する。

3 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める「組織規程」による。

第8章 定款の変更等

(定款の変更)

第49条 この定款は、評議員会において、第3条に規定する目的、第4条に規定する事業、第16条に規定する評議員の選任の方法及び第19条に規定する評議員の解任の方法を含めて、議決に加わることができる評議員の3分の2以上の決議を経て変更することができる。ただし、第51条に規定する公益目的取得財産残額の贈与については変更することができない。

(生活用塩供給等事業に係る財産の取扱い)

第50条 この法人が塩事業法第28条第1項の規定により塩事業センターの指定を取り消された場合の生活用塩供給等事業に係る財産は、同法第29条の規定による。

(公益目的取得財産残額の贈与)

第51条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)において、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第30条第2項に規定する公益目的取得財産残額があるときは、これに相当する額の財産を1か月以内に、評議員会の決議を経て、同法

第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(解散)

第52条 この法人は、法人法第202条第1項、第2項及び第3項に規定する事由により解散する。

(残余財産の処分)

第53条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、国に贈与するものとする。

第9章 公告

(公告)

第54条 この法人の公告は、電子公告による。

2 事故その他やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、官報に掲載する方法によるものとする。

第10章 補則

(委任)

第55条 法令及びこの定款に定めるもののほか、この法人の運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第6条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 この法人の最初の評議員は、第16条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

岡部俊胤	貞永憲作	竹本啓治	唯 秀雄
中尾真一	能間博司	富金原俊二	本田佳子
本田昌弘	松澤孝郎	宮澤啓祐	山口一臣

4 この法人の最初の代表理事は、第31条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

代表理事（理事長）	柘植秀樹
代表理事（副理事長）	西野和博

5 この法人の最初の会計監査人は、第31条の規定にかかわらず、次のとおりとする。
有限責任監査法人トーマツ

附 則

この定款は、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この定款は、平成29年11月22日から適用する。

附 則

この定款は、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この定款は、平成30年11月15日から適用する。

附 則

この定款は、令和元年5月16日から適用する。

附 則

この定款は、令和2年6月24日から適用する。

附 則

この定款は、令和6年4月1日から適用する。